

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年4月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600067号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1700001号

第1 結論

平成7年4月から同年12月までの請求期間、平成8年8月の請求期間、平成11年4月から平成12年3月までの請求期間及び平成13年4月から平成18年6月までの請求期間について、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年4月から同年12月まで
② 平成8年8月
③ 平成11年4月から平成12年3月まで
④ 平成13年4月から平成18年6月まで

請求期間①から④までについては、A市役所で国民健康保険の手続(所得の申告)を行い、同市役所の職員の勧めもあり、毎年、同保険の手続を行った後、国民年金保険料の免除申請の手続を行っていた。当該期間は無職であり収入が無かったため、国民健康保険は最低額の保険料を納付しており、国民年金保険料は全額免除になっているはずなのに未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間①から④までについては、A市役所で国民健康保険の手続を行い、同市役所の職員の勧めもあり、毎年、同保険の手続を行った後、国民年金保険料の免除申請の手続を行っていた。」旨主張している。

しかしながら、A市から提出された請求者に係る国民年金の受付リストによると、請求期間①から④までに係る国民年金保険料免除申請書を受け付けた記録は確認できず、A市は、「請求者の請求期間①から④までに係る国民年金保険料免除申請書を受け付けていない。」旨回答しており、請求者が当該期間に係る免除申請を行ったことが確認できない。

また、A市は、「請求者が国民健康保険に加入したのは平成10年11月5日であり、当該加入手続は平成11年1月11日に行っており、請求期間①及び②において、請求

者は国民健康保険に加入していない。」旨回答しており、請求者の主張と相違する。

さらに、請求期間①及び②については、前述の受付リストによると、請求者の請求期間①に係る国民年金の被保険者資格取得年月日（平成7年4月1日）及び同喪失年月日（平成8年1月1日）、請求期間②に係る同取得年月日（平成8年8月13日）及び同喪失年月日（平成8年9月9日）は、平成11年1月12日にA市の電算システムに入力処理されていることが確認できる上、A市は、「国民年金加入届を平成11年1月12日（又は前日）に受付したことにより、過去期間の資格記録を入力したと推測される。」旨回答しており、当該入力処理が行われるまでは、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、請求者は当該期間に係る国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

請求期間③及び④については、請求者の戸籍の改製原附票によると、請求者の住民票は、平成13年2月7日に実態調査により職権消除され、平成13年5月11日に職権回復している上、オンライン記録によると、平成11年4月から平成12年4月までの期間、平成13年3月から同年4月までの期間及び平成14年5月から平成19年2月までの期間については、不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）となっていることが確認できることから、当該期間については、請求者に対して国民年金保険料の納付書発行も免除申請の案内もできなかったと考えられる。

また、請求者が請求期間①から④までについて、免除の申請を行ったこと、及び免除の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600070号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年11月16日から平成4年4月1日まで

前回、請求期間についてA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

しかし、請求期間当時、A社の事業主は、私を同社B店の店長として任命し、私を厚生年金保険に加入させると述べていたため、本来私の記録である同社に係る厚生年金保険被保険者記録が夫の記録になっているのは間違いなく、前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、期間は特定できないが、A社の業務に関わっていたことがうかがえるものの、同社の事業主は、「請求者の夫は社会保険に加入させたが、請求者とは雇用関係が無く、厚生年金保険に加入させること及び同保険料を控除することはありません。」旨陳述していること、ii) 請求者は、「同社では夫が健康保険に加入し、私が厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しているが、同社は政府管掌健康保険の適用事業所であることが確認できることから、健康保険と厚生年金保険の加入は一對のものであり、被保険者は厚生年金保険のみ加入することはできないこと、iii) オンライン記録によると、請求期間当時請求者は、請求者の夫の同社に係る健康保険の被扶養者であったことが確認でき、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえることなどから、既に平成27年10月30日付けで、年金記録の訂正をしない旨の四国厚生支局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「請求期間当時、A社の事業主は、私を同社B店の店長として任命し、店長である私を厚生年金保険に加入させると述べていた。しかし、同社

が誤った届出を行ったため、本来私の記録である同社に係る厚生年金保険被保険者記録が夫の記録になっているので、当該記録を私の厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。」旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、A社における請求期間の厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料を保管しておらず、前回と同様の主張のみでは当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。